平成２１年（フ）第１２０５号
神戸市灘区灘北通７丁目４番13―403号、従前の住所神戸市灘区岩屋北町３丁目２番16―302号
債務者　中村由美子（旧姓梅）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２２８号
神戸市垂水区多聞台３番18号　Ｃ22―402、住民票上の住所神戸市西区北別府３丁目２番地の38
債務者　本田政一郎
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２３５号
神戸市長田区重池町１丁目10番３―355号
債務者　尾上　圭子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２３８号
神戸市長田区四番町４丁目市住25棟1008号、住民票上の住所神戸市兵庫区塚本通５丁目３番16号
債務者　村岡　誠一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２５５号
神戸市長田区大塚町９丁目３番15―203号
債務者　中根亜矢子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２６６号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番７―501号
債務者　西田　勝人
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８４号
兵庫県宝塚市高司２丁目17番７号木本マンション301号、前住所兵庫県宝塚市中野町22番37号
債務者　川本小夜子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１７９号
鳥取県米子市東倉吉町133番地４
債務者　青山　佳義
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１９５号
鳥取県米子市尾高604番地38
債務者　山崎　理香
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１１０号
福岡県飯塚市内野3333番地
債務者　大庭　良宏
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１３３号
福岡県嘉麻市口春444番地９、前住所北九州市小倉南区横代北町３丁目１番25号
債務者　本多　　恵（旧姓田渕）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１４２号
福岡県嘉麻市西郷921番地１
債務者　上塩　昭二
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１４３号
福岡県嘉麻市西郷921番地１
債務者　上塩美由記
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第３３号
長崎県五島市新港町４番７号
債務者　林　　文子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第５２５号
大分市大字羽田622番地　グローバル羽田202
債務者　下川新之介
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５３７号
大分県別府市石垣東２丁目４番19―501号
債務者　後藤　　幸
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５４８号
大分市萩原３丁目19番39号　さくらハイツ301
債務者　梶原　美佐
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係